

感染防止対策チェックリスト<理容業>

店名 : _____

確認年月日 : 令和 年 月 日
確認者 氏名 : _____

大項目	項目	チェック項目	適合	改善点
開設者及び管理理容師が講ずるべき具体的な対応	1 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策	人との接触を避け、必要な対人距離を確保するか、パーティションを設置するように努めている	<input type="checkbox"/>	
		感染防止のための来店者数の調整（事前予約など）をしている	<input type="checkbox"/>	
		密にならないように理容椅子の間に配慮している	<input type="checkbox"/>	
		発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限をしている	<input type="checkbox"/>	
		入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹼と流水による手洗いを励行している	<input type="checkbox"/>	
		マスク等の着用を励行している（従業員及び顧客）マスク着用は個人の判断を尊重することとし、感染対策上または事業上の理由等で必要な場合には、利用者又は従業員に対してマスクの着用を求めることができることを承知している	<input type="checkbox"/>	
		施設の換気をしている（風の流れができるよう2方向の窓開け換気など換気をこまめに充分に行っている）	<input type="checkbox"/>	
		施設内及びタオル、皮膚に接する器具を消毒している（皮膚に接する布片は、顧客一人ごとに取りかえ、皮膚に接する器具は顧客一人ごとに消毒している）	<input type="checkbox"/>	
		共用物品は最小限としている	<input type="checkbox"/>	
		2 症状のある方の来店時の制限等		
3 施術中	3 施術中	発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は来店をご遠慮いただくように呼びかけている	<input type="checkbox"/>	
		来店時に発熱者を体温計などで特定し入店をご遠慮いただいている	<input type="checkbox"/>	
		密にならないよう施術の予約時間を調整している	<input type="checkbox"/>	
4 トイレ	4 トイレ	理容椅子の間隔を広く設置する、顧客を案内する際に密にならないようにする等、顧客への施術に影響がない範囲で、理容師を除き、最低1mの充分距離を確保するように努めている	<input type="checkbox"/>	
		従業員は作業衣を清潔に保つとともに常にマスクを着用し、必要に応じて手袋、フェイスガード、ゴーグル等を使用している	<input type="checkbox"/>	
		便器内は、通常の清掃をしている	<input type="checkbox"/>	
		ドアノブや便座、手洗いの蛇口など不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行っている	<input type="checkbox"/>	
5 従業員の休息室及び顧客の待合室	5 従業員の休息室及び顧客の待合室	使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示している	<input type="checkbox"/>	
		ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している	<input type="checkbox"/>	
		タオルの共有は禁止している	<input type="checkbox"/>	
		人と人が触れ合わない程度の対人距離を確保している	<input type="checkbox"/>	
6 ごみの廃棄	6 ごみの廃棄	対面で飲食やマスクなしでの会話をしないようにしている	<input type="checkbox"/>	
		休憩室及び待合室を使用する際は、適切に換気している	<input type="checkbox"/>	
		共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、適切に清拭消毒している	<input type="checkbox"/>	
7 清掃・消毒	7 清掃・消毒	鼻水、唾液などが付いたと思われるゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、回収している	<input type="checkbox"/>	
		ゴミを回収した後は、手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをしている	<input type="checkbox"/>	

	<p>市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて不特定多数が触れる環境表面を、適切に清拭消毒している</p> <p>タオル、皮膚に接する器具及びシェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行っている</p> <p>複数の顧客が共有する雑誌類に触れた後は手指消毒をしていただき、タブレット等で雑誌を閲覧していただく場合には、顧客毎に消毒を行っている</p>	<input type="checkbox"/>	
従業員の感染予防のための管理	<p>従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹼と流水による手洗いの徹底を図っている</p> <p>マスク着用等の咳エチケットの徹底を図っている</p> <p>ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している</p> <p>出勤前に体温の確認や毎日の健康状態を把握し、発熱や風邪の症状等体調が悪い場合は報告を求め、症状に応じて医療機関の受診や検査を受けるよう求めている</p> <p>重症化リスクが少ない者で、症状が軽い又は無症状の場合に、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、健康観察を受けることが可能であることを従業員に周知している</p> <p>新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理理容師等に報告することを周知し、報告を受けた開設者及び管理理容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うようにしている</p> <p>これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理理容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知徹底を図っている</p> <p>新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」「受診・相談センター」「健康フォローアップセンター」の連絡先を従業員に周知徹底を図っている</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
その他	<p>事務局による巡回指導に協力できるか</p> <p>「とくしまコロナお知らせシステム」などを活用し、患者発生時の追跡調査に協力できるか</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	